

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備連絡会議について

令和3年2月10日

感染症対策課

ワクチン接種体制整備室

1 趣 旨

市町村におけるワクチン接種の円滑な実施に向け、関係者間の情報共有を図るとともに、広域調整や検討が必要な課題を抽出し、関係団体等と調整・協議を行い、適切な接種体制を整備するための会議を設置する。

2 構 成

- 県 機 関：副知事<議長>
危機管理部長、企画振興部長、健康福祉部長、産業労働部長
- 市 町 村：市長会、町村会
- 医療関係者：県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会 等
- 事 業 者：県医薬品卸協同組合 等 ※ 必要に応じて参加要請
- 事 務 局：ワクチン接種体制整備室

3 協議事項

- (1) ワクチン接種に関する情報共有
 - ・ 国通知等関連情報の提供
 - ・ ワクチン接種体制の整備状況（スケジュール等）
 - ・ 課題等の収集
- (2) ワクチン接種に関する課題解決策の検討
- (3) ワクチン接種に関する関係者間の調整
- (4) その他ワクチン接種に関する諸事項

4 地方部

各地方部においても同様に設置

※ 構成員、事務局など会議の運営等に関し必要な事項は、地域の実情に即して、各地域振興局長が決定する。

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備連絡会議設置要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る関係者間の協力体制の構築とその円滑な実施にあたり、関係者間の情報共有を図るとともに課題解決策を検討するため、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

なお、連絡会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(協議事項)

第2 連絡会議は、次のことについて意見交換を行う。

- (1) ワクチン接種に関する情報共有について
- (2) ワクチン接種に関する課題解決策の検討について
- (3) ワクチン接種に関する関係者間の調整について
- (4) その他ワクチン接種に関する諸事項について

(構成員)

第3 連絡会議の構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 長野県副知事及び関係部長
- (2) 市町村の代表者
- (3) 医療関係者の代表者
- (4) その他県が必要と認めた者

(会議の開催)

第4 連絡会議は、長野県副知事が招集し、議長となる。

(庶務)

第5 連絡会議の庶務は、健康福祉部感染症対策課ワクチン接種体制整備室において処理する。

(地方部連絡会議)

第6 新型コロナウイルスワクチン接種体制の円滑な整備を図るため、地域振興局ごとに、地域の実情に即した形で、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備地方部連絡会議（以下「地方部連絡会議」という。）を設置する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は健康福祉部感染症対策課ワクチン接種体制整備室長が、地方部連絡会議の運営等に関し必要な事項は地域振興局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備連絡会議について

【趣 旨】

市町村におけるワクチン接種の円滑な実施に向け、関係者間の情報共有を図るとともに、広域調整や検討が必要な課題を抽出し、関係団体等と調整・協議を行い、適切な接種体制を整備するための会議を設置する。

【構 成】（本部連絡会議）

○ 県 機 関

副知事<議長>
危機管理部長、企画振興部長、健康福祉部長、産業労働部長
事務局：ワクチン接種体制整備室

情報共有
連携・協力

○ 市 町 村

市長会、町村会

○ 医療関係者

医師会、歯科医師会、薬剤師会 等

○ 事 業 者

県医薬品卸協同組合 等
※ 必要に応じて参加要請

情報共有
連携・協力

【協議事項】

- (1) ワクチン接種に関する情報共有
 - 国通知等関連情報の提供
 - 接種体制の整備状況（スケジュール等）
 - 課題等の収集
- (2) ワクチン接種に関する課題解決策の検討
- (3) ワクチン接種に関する関係者間の調整
- (4) その他ワクチン接種に関する諸事項

【地方部連絡会議】

各地方部においても同様に設置
※ 構成員、事務局など会議の運営等に関し必要な事項は、地域の実情に即して、地域振興局長が決定する。